

市民の皆様へ

当会の会員が、タクシー運転手に対して暴行を加える、車内の器物を損壊する、等の行為に及んだことが報道されています。断じてあってはならないことであり、極めて遺憾というほかありません。当会といたしましても、被害を受けた運転手の方や会社様に、衷心よりお見舞い申し上げます。また、市民の皆様におかれましても、たいへん不快な思いをされたことと存じ上げ、深くお詫び申し上げます次第です。

当会としては、本件を深刻に受け止めております。引き続き必要な調査を行い、信用回復に向けて、弁護士法の定めに従った厳正な対応をする所存です。

平成29年11月14日

札幌弁護士会 会長 大川哲也